

## 武吉次朗先生の「新語が映す中国」⑩

### 「表現権」 中国経済新聞 071215 掲載

十月に開かれた中国共産党第十七回大会で胡錦濤総書記がおこなった報告には、いろいろな新しい理念と方針が盛り込まれていたが、政治体制改革との関連では「表現権」という新語が目をつけた。

実は、表現権は昨秋の党中央委員会決議に初登場し、今春の全人代でも温家宝総理が政府活動報告でふれたのだが、今回は中国で最も権威のある党大会報告で提起されたため、一躍注目されたわけだ。

これの日本語訳には「意見を述べる権利」などがあるけれども、私は北京週報の訳文にある「意思表示権」がより適切と思う。

胡報告は、民主主義の拡大、人民の主人公としての地位確保を論じた段落で、「人民の知る権利、参画権、意思表示権、監督権を保障すべき」と述べた。これについて、中国で多くの学者やメディア関係者が解説を加え、議論している。

まず、この四つの権利が「四位一体」であり、どれが欠けてもだめで、たとえば十分な意思表示ができなければ参画も監督もお題目になってしまう、という点では、ほぼコンセンサスが形成されている。次に「表現権」の中身だが、これには現行憲法三十五条の言論・出版・集会・結社・行進・示威の自由、四十条の通信の自由、四十一条の政府への批判・提案・告訴告発の権利、四十七条の研究・創作の自由などがすべて含まれる、との見解もあれば、特に言論・出版の自由を強調する見解も出ている。後者によると、言論・出版の自由は中国ではデリケートな問題なので、別の単語を創作したのだという。うがった見方ではある。

これまでのところ、議論は主に次の二点をめぐり展開されているようだ。

一、言論・出版の自由は、社会の安定にとり脅威になるのか。統制を撤廃したら蜂の巣をつついたようにならないか。いや、中国社会にさまざまな利益集団が生まれている以上、それぞれが十分に意思表示し、議論し調整する中でこそ、矛盾を緩和させ真の安定が確保されるのだ。「君の観点には賛成できないが、君が見解を述べる権利は命をかけてでも守る」という先哲の道破が理想の境地だ。とはいえ、一挙に解禁するのではなく、徐々に進めるのが穏当ではないか。

二、憲法の規定はいわば総論であり、そこに示された諸権利を確実なものにするため、表現権をどのように保障するのか、それが侵害された場合どのような対応ができるのかなど、細目にわたる法規の制定が不可欠なのだが、たとえば出版法は、一時期取り沙汰されたが立ち消えになったままだ。どう進めるべきか。

おなじみの「和諧（調和）社会」について、こんな字解がはやっているそうだ。「和は穀物をあらわすノギヘンに口だから、食べること。諧はそのものズバリ、皆が言うこと。つまり民生プラス民主が和諧社会のあるべき姿だ。」

NHK ニュースの常套句ではないが、「表現権」の成り行きが注目される。